

令和 6 年度第 2 回
札幌市児童会館運営協議会

会 議 錄

日 時：2025年1月28日（火）午前9時30分開会
場 所：札幌市生涯学習センターちえりあ 中研修室1

1. 開　会

○事務局（森岡） 定刻より少し早いですが、皆さんにおそろいになりましたので、これより令和6年度第2回札幌市児童会館運営協議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりをいただき、誠にありがとうございます。

本日の進行を担当いたします公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会こども育成課の森岡と申します。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に入る前にお手元の資料の確認をさせていただきます。

令和6年度第2回札幌市児童会館運営協議会ファイルには、まず、会議次第、両面印刷の協議会資料が17ページまで、その後、資料として児童会館整備予定一覧、札幌市児童クラブにおける長期休業期間の昼食製造・配達業務の資料、通知文1の児童館ガイドラインの改正について（通知）が17ページまで、通知文2の児童館ガイドラインについて（通知）が両面3枚、新旧対照表が31ページまでございます。

以上をつづっております。過不足はございませんでしょうか。

本日は、議事録作成に伴い、お手元のマイクでの集音にご理解とご協力を願ひいたします。ご発言の際にはお手元のマイクをご使用いただきますようお願いいたします。また、議事録につきましては、後日、児童会館ホームページにて公開いたします。

それでは、協議会の開催に当たりまして、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会こども若者事業部こども育成担当部長の矢吹より挨拶をさせていただきます。

○矢吹こども育成担当部長 さっぽろ青少年女性活動協会の矢吹でございます。

運営協議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年度は2回目となります協議会でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、本日の運営協議会では、令和6年度の事業と児童会館利用者アンケート結果についてご報告をさせていただきます。また、後半では、意見交換として、我々の業務の基本となります児童館ガイドラインの改定について委員の皆様からそれぞれのお立場でのご意見をいただきたいと思っております。

この児童館ガイドラインは、子どもの居場所としてのさらなる機能強化を目指し、令和7年4月1日に改定することとなっております。こども基本法や子どもの居場所づくりに関する指針の趣旨等に照らし合わせ、昨今の子どもたちが置かれている状況に早急に対応していくことが重要と捉えております。

子どもたち同士のトラブルやいじめ、性被害といった問題が頻発する中、子どもたちの豊かな成長を促す児童会館の役割はますます重要な位置を占めています。子どもたちの様々な体験を通して他者との関わりを大切にし、地域や学校とも連携しながら子どもたちの安心できる居場所をつくっていかなければと考えております。

僅かな時間ではございますが、皆様からの忌憚のないご意見やご感想をいただくことで今後の児童会館運営に役立ててまいりたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（森岡） それでは、本日の流れをお伝えいたします。

議事については次第に基づき進めてまいります。

全ての報告後、ご意見やご質問をいただく時間を設けております。その後、意見交換の時間とさせていただき、午前1時30分の終了を予定しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、次第に沿って進行させていただきます。

初めに、各委員より挨拶をいただきたいと思います。

2ページにある名簿順に進めてまいります。

それでは、井出委員から順に一言ずつお願ひいたします。

○井出委員 おはようございます。北海道大学の井出と申します。

毎回、この会議に参加させていただいて、児童会館の取組を学ばせていただく非常に貴重な機会をいただいているです。今日もとても楽しみにしているところです。

関連することとして、令和4年に児童福祉法が改正され、今年度から新しく施行されているのですけれども、その中で子どもの意見聴取というものが非常に重視されるようになっています。恐らく、今日、後でご説明のあるガイドラインにもそれが反映されているかと思いますが、まずは児童相談所や児童養護施設みたいなところで暮らす子どもたちの意見を聞くという事業がスタートしました。

全国的に見ると、市民がNPOなどを立ち上げ、意見表明等支援員を育成し、各所に子どもたちの声を聞きに行き、その声を基に子どもたちの最善の利益とは一体何かということを議論していく取組がスタートしています。札幌市でも私たちのようなNPOをつくって取組を始めたわけですけれども、ほかの地域を見ると、例えば、学校にも意見表明等支援員が派遣されて活動しているところがありますので、児童会館でも一緒に考えていけることがあるのかなと思っています。その点も今日は楽しみにしています。

それと、私ごとといいますか、ある研究をしているときにこれはとても大切なと思ったことがあります。私は、福祉領域の心理学が専門なのですが、児童期の逆境体験といって、虐待のような逆境を経験してきた子どもたちのその後の適応について調査をしているのですけれども、今までは、いかに苛酷な経験をしてきたか、それがその後の適応や発達にどういう影響を与えるかについての研究が多かったのです。

一方、最近では、逆境だけではなく、逆境の中でも子どもたちがどれだけ肯定的な体験を、例えば、大人との温かい関係性といいますか、学校に信頼できる先生がいたり、地域の中で受け入れられていたり、居場所があつたりしたか、そういうたった肯定的な体験も加味して検討する必要があるということが世界的な傾向としてあります。日本国内で行った調査によりますと、高校生ぐらいになったときの適応というのは、どれだけ逆境を経験したかよりも、どれだけ肯定的な体験ができなかつたかのほうが非常に大きな影響を与えていていることが明らかになってきました。言い換えれば、例えば、子どもたちが家庭でしんどい思いをしていても、学校や児童会館が居場所になっている、あるいは、そこで肯定的な体験ができるとその後の適応に寄与するということです。そういう意味でも、児童会館の意味は非常に大きいと思っておりまして、児童会館の運営に関心を寄せています。

本日は、よろしくお願ひいたします。
○事務局（森岡） 井出委員、ありがとうございました。

千葉委員、お願ひいたします。
○千葉委員 三里塚小学校の千葉と申します。よろしくお願ひいたします。

今日は、児童会館について学ばせていただく機会にお呼びいただいたこと、本当にありがとうございます。

本校にもミニ児童会館がございまして、放課後の子どもの安全で安心な居場所があるとていうことで大変お世話になっておりますし、代々、ミニ児童会館の館長が学校評議員を受けてくださっている流れもあるので、そうしたところでも大変お世話になっています。

実は、今年、私は60歳で、役職定年のため、校長の職を降りるのですけれども、昭和の教師なのですね。社会に開かれたとか、地域に開かれたとか、連携の大切さについては何年間もずっと言われてきておりながら、学校は学校、児童会館は児童会館と、いい意味でも悪い意味でも線を引くような雰囲気の中でこれまで来ておりました。

今回、このガイドラインを読ませていただき、また、昨今のいじめや性被害の問題等を考えますと、やっぱり、そちらはそちら、こちらはこちらではなく、いかに連携して子どもの安全な一日をつくっていくか、それぞれの学校と児童会館で視野を広げながら取り組んでいく必要があるとつくづく感じております。

そのためにも、本日はまた勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局（森岡） 千葉委員、ありがとうございました。
松田委員、お願ひいたします。

○松田委員 松田でございます。よろしくお願ひいたします。

私は、星置小学校のミニ児童会館を3年ほど経験しております。コロナ禍前でしたので、子どもとの直接的な触れ合いも経験しているわけですが、そのときにいろいろと感じたこともあ

りました。

現在は、幼保連携型認定こども園の理事と稲積中学校の評議員もやっております。また、稲積連合町内会の会長もしておりますけれども、コロナ禍でお祭りが中止になって、5年ぶりに再開することになったとき、すぐ近くにある児童会館の館長と話をして、ぜひ、また参加していただきたいと思いました。会場となった公園には1,000人ぐらいが集まつたのですけれども、児童会館でやっていることをやつていただきました。またいろいろと参加していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（森岡） 松田委員、ありがとうございました。

なお、加藤委員、竹村委員、浅山委員につきましは、本日は所用につき欠席となります。

続きまして、札幌市子ども未来局から出席の職員を紹介いたします。

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課放課後児童担当課長の中家様です。

放課後児童係長の工藤様です。

整備事業推進担当係長の藤本様です。

放課後児童係の三澤様です。

最後に、紹介は割愛させていただきますが、さっぽろ青少年女性活動協会こども育成課各エリア担当課長及び事務局職員となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、以上の皆様で進めさせていただきます。

2. 議 事

○事務局（森岡） それでは、議事に移ります。

（1）の令和6年度札幌市児童会館事業報告について、こども育成課の矢野より報告させていただきます。

○事務局（矢野） それでは、私からご説明させていただきます。

初めに、令和6年度札幌市児童会館事業報告についてご説明をさせていただきますので、お手元の資料3ページ、もしくは、正面のスクリーンをご覧ください。

こちらでお示しします数値は、令和6年12月末日現在のものです。

それでは、利用状況から順にご説明をさせていただきます。

児童会館111館、ミニ児童会館88館、合計199館の開館日数並びに利用人数とその内訳をお示ししております。

太枠で囲いました合計人数ですが、児童会館では193万3,296人、ミニ児童会館では115万6,873人、専用利用の人が9万4,249人、総合の利用人数が318万4,418人で、昨年度の同時期と比較し、およそ7.3%の増加となっております。

次に、児童クラブの在籍数とその内訳をお示しします。

左側が令和5年12月時点での数値、右側が令和6年12月時点での数値となります。

太枠で囲みました合計人数ですが、令和5年度は2万3,853人、令和6年度が2万5,545人で、こちらも昨年度と比較し、7.1%の増加です。

続きまして、児童会館103館で実施しております子育てサロンの利用人数とその内訳です。

太枠で囲いました合計人数ですが、令和6年度は11万5,174人、令和5年度が12万3,931人で、昨年度からおよそ7%減少しております。

次に、お手元の資料の4ページ、もしくは、スクリーンをご覧ください。

こちらは、児童会館108か所で実施している夜間の中高生事業の利用者数とその内訳をお示ししております。

登録数並びに利用者数ですが、共に昨年度から30%程度の増加となっております。相談件数についても40%程度増加しております。

最後に、数値目標の達成状況についてご説明をいたします。

令和6年度の児童会館並びにミニ児童会館の運営に当たりまして、利用者総数、事業プログラム参加者総数並びに利用者アンケート総合満足度の3点を数値目標に掲げております。

12月末日時点では、利用者総数並びに事業プログラム参加者総数ともに75%程度を達成している状況です。このペースですと、令和6年度の終了時点では目標数値に達成する見込み

と考えております。

なお、利用者アンケートの結果については後ほど詳しくご説明をさせていただきます。

続きまして、お手元の資料の5ページから8ページにかけましては、令和6年度に実施した事業プログラムのうち、特徴的な事業を抜粋してご紹介しております。

地域とのつながりや他企業との連携に基づく事業、複数会館での合同行事や当財団のスケールメリットを活用した事業など、多様な体験活動を創出してまいりました。お時間のあるときにお目通しをいただけますと幸いです。

簡単ですが、(1)令和6年度札幌市児童会館事業報告とさせていただきます。

○事務局(森岡) 続きまして、議事の(2)令和6年度札幌市児童会館利用者アンケートについて、引き続き、矢野より報告させていただきます。

○事務局(矢野) 関連する内容になりますので、続けてご説明をさせていただきます。

令和6年度札幌市児童会館利用者アンケートの結果についてです。

お手元の資料の9ページ、もしくは、正面のスクリーンをご覧ください。

こちらの利用者アンケートは毎年実施しているものですが、今年度も、子どもをはじめとした利用者の声を聞くことや実態調査を行うこと、また、次年度以降の事業計画を策定する際の参考データを回収することなどを目的に実施しております。

実施の時期や回答数の内訳並びに調査方法等は記載のとおりです。

それでは初めに、全体の総合満足度について、過年度と比較し、ご説明させていただきます。

令和6年度におけるオレンジ色の満足、青色のやや満足の二つを合計した数値は75.8%で、この割合は、令和5年度、令和4年度と比較し、増加しております。

続きまして、その内訳です。

まず、子どもの総合満足度についてです。

資料の10ページをご覧ください。

令和6年度におけるオレンジ色の満足が57.9%となっており、過年度と比較し、こちらも増加しております。

次に、満足度が向上した一つの根拠と考える要素を子どもたちの自由記載から一部抜粋してご紹介をさせていただきます。

児童会館は優しいので、とても大好きです、自分は自分らしくいられるし、児童会館へ行くときは毎日わくわくするし、4年生になっても児童会館へ行きたいです、児童会館はSDGsを守っていてすごいと思いました、児童会館は楽しいなどの回答がありました。

その一方で、我々の取組や環境の改善並びに今後の検討課題につながる回答もありましたので、その一部もご紹介をさせていただきます。

初めに、活動内容等に関するものとして、例えば、お絵描きの紙の枚数を増やしてほしい、サッカーを児童会館でやりたい、環境に関する面として、友達と一緒に遊べて楽しい、もうちょっと広い部屋が欲しい、もうちょいスペースがあってもいいなどの回答がありました。

次に、大人の総合満足度をお示します。

資料の12ページをご覧ください。

令和6年度におけるオレンジ色の満足が47.7%となっており、過年度と比較し、こちらも増加しております。

先ほどと同じように、満足度が向上した一つの根拠と考えるご意見を自由記載欄から一部ご紹介いたします。

いつも親切に親身に子どもに関わってくれていると感じています、いつも大変お世話になっております、子どもの様子を話してくださり、感謝しております、利用者数に対し、教室が狭いため、いろいろと工夫していただき、ありがとうございます、また、ミニ児あるおかげで仕事をすることができ、いつも感謝しています、クリスマスやハロウィンなどのイベントを子どもがいつも楽しみにしており、楽しく参加させていただいています、いつもありがとうございますなどの回答がありました。

その一方で、取組や環境の改善、今後の検討過程につながる回答もありましたので、その一部をご紹介させていただきます。

初めに、立地に関するものとして、児童館は学校から徒歩10分ほどかかり、また、自宅から40分以上かかるため、使いにくく、児童会館は過ごしやすい環境のようですが、小学校から距離があり、通いにくくて困っています、また、活動内容等に関する内容として、今年はミニ児童館でのレクが少なくて残念でした、カレーづくりや一日キャンプなどがなくて残念でした、クラブだよりや写真掲示などがないので、活動の様子が分かりません、職員も誰がどなたなのか分かりません、活動報告など情報が欲しいですといった回答がありました。さらに、職員の対応に関する内容として、長期休み中、職員の方の人数が足りないせいか、インターホンを10回以上鳴らしても応答がないことが何度もあったので、改善してほしいなどの回答をいただいております。最後に、環境についても幾つか頂戴しております、エアコンをつけていただきたいです、放課後の居場所として大変助かっています、ただ、子どもの人数の割に会館が狭く、職員の数も十分とは言い難いと感じます、目が行き届かないことがあるのは十分に分かった上で通わせていますが、職員の方々のご苦労を考えると職員の数を増やすなど対策をしていただけだとありがとうございますといつたご意見をいただいております。

次に、14ページをご覧ください。

こちらは、今年度より項目を追加したものです。

子どもの権利に関する質問を今年度より新たに設置しております。

子どもの権利の四つの原則それぞれについて、児童会館で大切だと思うこと一つを選択する質問を置き、回答していただいておりますので、その結果について簡単に説明いたします。

初めに、安心して生きる権利については、六つの項目のうち、「命が守られ、平和と安全のもとに暮らすことのできる場所である」が半数を超える52.0%と最もも多い結果となりました。次に、自分らしく生きる権利については、「かけがえのない自分を大切にすることができる場所である」が34.4%と最多の回答となりました。次に、豊かに育つ権利については、「学び、遊び、休息することができる場所である」が半数を超える52.4%と最も多い回答をいただきました。最後に、参加する権利については、「仲間をつくり、集まることができる場所である」が38.8%で最多という結果になりました。

非常に簡単ですけれども、以上で令和6年度札幌市児童会館利用者アンケートの結果についての説明とさせいただきます。

○事務局（森岡） ここまで説明事項について、委員の皆様からご意見やご質問がございましたらお話をいただければと思います。

○井出委員 私の不勉強でよく分からなかったところがあるので、教えていただきたいと思います。

まず、1点目に、子育てサロンの利用者数のご報告をいただきました。表の一番右の欄に主任児童委員や民生委員の利用と書かれているのですが、これほどのように利用されているのでしょうか。恐らく地域との連携なのかなと思うのですけれども、主任児童委員や民生委員が児童会館にどのように関わられているのか、教えていただければと思います。

2点目は、13ページのアンケートにおける保護者からの回答の中の職員の対応のところで、学生のアルバイトの方たちがというご意見がありますけれども、学生のアルバイトの方たちが児童会館で子どもたちに関わるに当たってどんなトレーニングを受けているのか、確認させていただきたいと思います。

3点目は、保護者の方たちからの自由記述の内容には偏りがあるといいますか、同じことを言葉を変えていろいろな方がおっしゃっているんだなと感じるのですけれども、特定の児童会館にこういったコメントが寄せられているのかもお伺いできればと思いました。

3点、よろしくお願ひいたします。

○事務局（高橋） 厚別・白石・清田区を担当しております高橋と申します。

1点目の子育てサロンにおける民生委員、主任児童委員との関わりについてです。

まず、地域との連携ですが、児童会館各館で運営協議会や地域との連絡会を開催しております、そこに参加をいただき、児童会館全体の運営にもご意見やご協力をいただいているます。

その中で、特に子育て支援施策である子育てサロンについては、実際に地域の協力者として子育てサロンのボランティアとして参画をいただいているケースもありますし、区の子育て支

支援係とも連携し、例えば、発達や発育に少し不安を抱える保護者の方などの相談に主任児童委員に乗っていただくなど、児童会館にとってハブ的な機能、役割も果たしていただいております。

○事務局（矢野） 2点目の学生のスタッフを採用した後、現場で活躍していただくまでのフローについてです。

学生かを問わず、期中で採用させていただく有期職員の場合は、まず、採用させていただいたタイミングで研修を実施しております。児童会館の概要の説明を聞いていただき、児童対応にとって必要なものを説明します。そして、実際に現場に配属された後は、即日というのはなかなか難しいのですけれども、できる限り早い段階で接遇や児童対応に関する研修を現場レベルで、つまりは児童会館のOJTの中で研修しております。

3点目の保護者からのご意見についてです。

おっしゃるとおりで、言葉は変わっていきますけれども、要点としてはかなり近しいような状況です。我々としても集計をしている中で感じているのですが、実は偏ってはいないのです。地域や施設についてはかなり広範囲で同じような意見を頂戴している状況があります。低学年においては元気に動きながら活動したいというところについては、ミニ児童会館、児童会館でもご家庭でもきっと同じではなかろうかと思いますので、そこについてのご意見を広い範囲で頂戴しているのが現状です。

○井出委員 1点目についてはそういうことだったのかと理解できました。

3点目については、特定のものではなく、全体的なということですね。限界はあると思いませんけれども、この声にどう対応していくのか、市も含めて議論が必要なのかなと感じたところでした。

そして、2点目の学生のアルバイトの方たちについてです。私も児童会館でアルバイトをさせてもらっていますという学生の声を大学で聞くこともあります、学生たちにとって非常に貴重な機会になっているようなので、ありがたいなと思っています。

ただ一方で、ここに書いてくださっているように、利用される保護者あるいは子どもたちからすると、学生であってもスタッフの方であっても変わらないと思います。どういうトレーニングをどれぐらいさせるかは難しいところかと思いますけれども、トレーニングの過程、もつと言えば、採用の適、不適みたいなことも含めての議論がもう少し進めばなと思います。例えば、今、対人援助の現場では過去に性加害歴があるかもしれない方をどうするかみたいな議論も出てきているかと思いますので、学生アルバイトの雇用についてはもう少し議論ができるといいのかなと思いました。

○事務局（森岡） ほかにご意見はございませんか。

○千葉委員 質問も含めて2点です。

1点目は、前に出ていた児童会館の立地場所が偏っており、利用しにくいということで思い出したことについてです。30年ぐらい前、私がまだ担任だった頃のことです。6年生の社会科の授業では、地方自治、身の回りにある政治という単元があり、そのときにやったことを思い出しました。

当時、私は北区の小学校に勤めていたのですが、その子どもたちが利用している児童会館を取り上げて授業をしたのですね。その児童会館を利用している学校の子どもは3校ぐらいにまたがっていたのですが、私が勤めていた学校からかなり遠かったです。隣の学校からは近いのですけれども、その地図を見せて、どうしてこんなに遠いところにあるのかな、もっと近くにしたらというような問題意識から子どもたちと協議をしたことがあります。

子どもたちが考えたのは、今は確かに不便だけれども、逆に向こうの学校にしたら、もっとこちらに寄せたら不具合が起きてしまう、そうしたことも含め、一番適した場所がどこなのかを考えて設置されているのではないかというまとめをした後、当時の市役所の担当の方に登場していただいて、それについて話すということがあったのです。

このように児童会館を取り上げ、そういう実践をしている学校がまだあるのかなとちょっと思いました。

2点目は、アンケート中の満足度のグラフについてです。

子どものほうは満足という回答がちょっとずつ伸びているということでしたけれども、大

人、そして、総合満足度を見ますと、令和4年度から5年度にかけて5%ぐらいぐっと減つて、令和6年度にぐっと上がっているのですね。私は統計学のことはよく分からぬのですが、これぐらいのパーセンテージはあまり意味がないのでしょうか。

令和4年度から5年度になるとき、5年度から6年度になるときに一度ぐっと減ったものがまた増えた理由といいますか、何かの取組をしたことによって回復したということがあるのかなど、何かお分かりになればと思いました。

僕が思ったのは、令和5年というのは、学校もそうだったのですけれども、コロナに関し、令和4年度まではもう我慢、我慢という感じで何もかもできなかつたときなのです。これが5年度からやつていいよとなつたのですけれども、そう簡単にすぐに戻せないので、やれるようにはなつているけれども、これまでのことを継続してやらざるを得ないということがあつたのですね。そういう意味合いがあるといいますか、やれるのにできない、復活していないことへの不満なのかなど勝手に分析していたのですけれども、一度減つてまた増えたことに意味があるのだったら教えていただければと思います。

○事務局（野坂） 立地のことは後ほどのガイドラインのときにもご説明しようと思っていましたし、資料もつくっておりますので、そこでご説明します。

二つ目の質問のアンケートの変化についてです。

千葉委員がおっしゃっていた学校での推察と児童会館におけることの詳しい分析まではできておりませんが、同じような感覚を持っております。やはり、数年間、コロナによっていろいろな制限がかけられ、できなかつたこともあります。それが徐々に回復しましたけれども、その方法、あるいは、こんなことをしてほしいということが変化として表れているのではないかと感じておりますし、この令和5年度から6年度の変化というのは、私たちが行った行事や取組がまた浸透てきて、満足度の向上につながつたのではないかと考えております。

○事務局（森岡） ほかにご意見はございませんか。

○松田委員 13ページのアンケートの結果のうち、環境についてです。

先ほど言ったように、私はミニ児童会館に3年ほどおりましたので、書いている中身については本当にこのとおりだと理解しています。特に、最近、暑くなってきたということで、稲積小学校でも来年度から計画的に冷房設備を増やすとなつています。また、後半のほうで札幌市の整備の関係の話があるとのことですので、そのときでもいいのですが、ミニ児童会館ではどうなるのかについてお願ひしたいと思っております。

また、狭いというのは確かにそうで、私のいたミニ児童会館もかなり狭い状態でした。時には空き室を借りることもあるのですが、もう少し利用度を高めていただければと思っております。これについては今後どうしていくのでしょうか。

それから、環境整備について、札幌市への提案につながるのか、聞きつ放しとなるのか、保護者に対する回答はどうするのか、ご説明をしていただければと思います。

○事務局（野坂） 活動協会のほうから先にお話しいたします。

今回取つたアンケートの結果については、札幌市子ども未来局にお伝えしております。また、アンケートだけではなく、ふだん聞こえる保護者や子どもたちの声も逐次お伝えして、環境改善を図つてきております。

今回はアンケートでご意見をいただきましたけれども、これを受け止めた上で札幌市と環境改善についての協議をしていくのが私たちのスタンスとなります。

○札幌市（中家放課後児童担当課長） ミニ児童会館は、現状、小学校の空いているスペースを使わせていただいているという関係上、通常の児童会館と比べて狭いという状況はござります。そのような中でも、校長先生や教頭先生と協議し、活動スペースとして少しずつ貸していただきたいという調整を行い、できるだけ快適な環境で過ごせるようにしている状況です。

また、エアコンのことについてです。

借りている場所とはいえ、寄附などを受け、固定式エアコンがついているところがあります。また、昨年度の補正予算で移動式エアコンといいますか、気化式冷風機といつものですが、それをつけております。

なお、学校施設については令和7年度から9年度の3か年でルームエアコンをミニ児童会館につけることになっております。これは一気に全部ということではないのですが、できるとこ

ろから、順次、快適な環境に変わるようにということで進めているところです。

○事務局（森岡） ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

3. 札幌市より

○事務局（森岡） 続きまして、次第3の札幌市からの報告事項に移ります。

札幌市子ども未来局よりお願ひいたします。

○札幌市（藤本整備事業推進担当係長） お手元のA4判横の表をご覧ください。

児童会館の今後の整備予定について私からご説明させていただきます。

児童会館は、現在、小学校の改築等に合わせて、小学校と併設する新型の児童会館を整備するという方針があります。この表には載せておりませんが、今年度は4月に北区の光陽児童会館、東区の元町北ポプラ児童会館、西区の山の手児童会館の3館の供用を開始したところです。

次に、今後の予定ですけれども、この表の一番上をご覧ください。

今年4月の義務教育学校定山渓学園の新設がありました。今、定山渓小学校の中に入っているミニ児童会館を児童会館に格上げし、供用を開始する予定です。

また、二つ下に飛びます。

学校の名称は正式に決まっておりませんが、同じく真駒内地区に義務教育学校が新設される予定で、そこに現在ある真駒内五輪児童会館が移転し、令和8年8月の供用開始となる予定です。

そのほか、工事や設計を行っているところはお配りしている児童会館の整備予定一覧に記載のとおりですので、ご確認をいただければと思います。

○札幌市（工藤放課後児童係長） 続きまして、1枚めくっていただきまして、昼食提供事業についてご説明いたします。

この事業は、夏休みと冬休みの期間中における放課後児童クラブを利用する家庭のお弁当づくりに係る家事負担の軽減を目的として、一定の費用負担の下、希望者にお弁当を提供するものです。令和5年度は夏休みに120館、冬休み140館を対象に実施しましたが、今年度は、夏休み、冬休みともに199館全館へと対象を拡大し、実施してまいりました。

この昼食提供事業については、将来的に持続可能なものとしていくため、札幌市が一部負担することで市場価格より安価に提供している弁当価格の見直しを求められており、あわせて、経費削減の手法を検討していくこととなっておりました。そのため、夏休みの実施においては、令和5年度と同様、390円のまま提供しましたが、冬休みの実施において、配達費相当分を弁当価格へ転嫁し、470円で提供しました。これは、今年度の夏休みの実施後アンケート結果において、弁当代の負担について、利用者の89.9%から一定程度増えてやむを得ないなどの肯定的な回答を得たことから実施に踏み切りました。

一方で、利用者の77%から、実施回数について、少ない、やや少ないと回答があり、また、利用していないからも提供回数を増やしてほしいといったご意見があつたことを踏まえ、家事負担のさらなる軽減を図るため、冬休みにおいては提供頻度を平日毎日へと高めて実施いたしました。

令和7年度以降も、引き続き、実施後のアンケートにより丁寧に利用者の声を聞きながら、市場価格の動向等も踏まえ、受益者負担の適正性や児童会館現場でのマネジメントも含めた事業の効率化等の面から検証し、持続可能な事業スキームの構築を図っていくところです。

なお、それにより現場の負担が増加することのないよう、委託業者及びさっぽろ青少年女性活動協会にもご相談しながら検討、調整を重ねてまいります。

4. 質疑応答

○事務局（森岡） ただいまの説明事項について皆様からご意見やご質問がありましたらお話をいただければと思います。

○井出委員 もしかしたら聞き逃したかもしれないのですが、令和6年度の弁当代金のことです。金額が二つ書かれているのです。390円、350円となっているのはどういうことなの

でしょうか。

○札幌市（工藤放課後児童係長） 左側は470円の幕の弁当で、右側の430円のものは丼物で、この2種類を提供しております。

○井出委員 それは、その子どもの家庭がどちらとするかの選択ができるということですか。

○札幌市（工藤放課後児童係長） そうです。

○事務局（森岡） ほかにご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

5. 意見交換

○事務局（森岡） それでは、次第の5番目の意見交換に移ります。

ここからは、こども育成課の野坂が進行いたします。

○事務局（野坂） 改めまして、こども若者事業部こども育成課の野坂が意見交換を担当いたします。よろしくお願いいいたします。

今回のテーマは、児童館ガイドラインの改正についてです。

このテーマを委員の皆さんにお伝えしたとき、ご存じの方もいれば、初めて聞く方もいらっしゃるかなと思いました。そして、幅がとても広いですし、ガイドラインを添付させていただきましたけれども、かなり細かいことまで書いておりますので、このガイドラインとは何ぞやということを改めてお話しさせていただこうと思います。また、改正するに当たって、どんなことがあって、どうなるのかをご説明したいと思っております。そして、私の拙いご説明をした後、それぞれの見地から札幌市の児童会館はこのガイドラインに従ってこんなことを進めていってほしいというご意見をいただきたいと思っています。

有識者、そして、札幌市の方々の前でガイドラインとはなどとしゃべるのかと思うかもしれません。それはちょっと違うよということがありましたら、途中で言っていただきたいなと思います。

パワーポイント資料をつくりましたので、画面をご覧ください。

まず、ガイドラインとはということです。

なお、今説明する中で児童館と児童会館という言葉が交ざることがあります。これは全国で言う児童厚生施設としての児童館ということですが、これについてはあらかじめご了承をいただければと思います。

まず、児童館ガイドラインですが、児童館の運営、活動が地域の期待に応じるための基本的事項を示しています。そして、児童館を運営する者もその望ましい方向を目指せるようにするため、地方自治体宛てに通知されました。札幌市にも通知がありまして、昨年12月3日となります。

次に、位置づけについてです。

児童館については児童福祉法に規定されております。ただ、このガイドラインにはこども基本法が結びついてきます。省令や通知の一つとして児童館ガイドラインがあるということです。今回は、こども家庭庁成育局長通知となります。

次に、どんなことが書いてあるのかです。

まず、児童館の理念、このガイドラインの目的、施設の特性です。拠点性、多機能性、地域性とありますが、一つ目の拠点性というのは、児童館が地域における子どものための拠点であるかです。二つ目の多機能性というのは、子どもが自由に過ごす中でいろいろな課題に接し、それに対して橋渡しをしたり、直面した福祉的課題に対応したりするという意味で、遊びを通じた多機能性です。三つ目の地域性というのは、地域の人々の見守られた安全・安心な環境で子どもたちを育していくということで、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進める場所ということです。

このほか、社会的責任、子ども理解ということも記載されております。これは、年齢に応じて子どもたちの特徴、特性をつかんで育成、支援をやっていってほしいということが書かれております。

それから、児童館の機能、役割、活動内容が書かれております。機能や役割に応じてこういう活動をしますというものが全部で八つあります。

そして、児童館の職員としての倫理、また、こういう研修をやりなさいということや職務についてうたわれております。

さらに、児童館の設備、運営主体はどういうものであるかがあります。ここの項目に今回の運営協議会というものが位置づけられております。そのため、後ほど、項目を見ながら、運営協議会についてお話をしたいと思います。

そして、子どもの安全対策、衛生管理についてです。これは今回の改正の中でかなり追加されております。

また、家庭、学校、地域との連携です。千葉委員や松田委員に大きく関係するものですが、そうしたものとの連携の重要性、取組の仕方も書かれております。

最後に、大型児童館の機能、役割がありますが、全部で9章となります。

なお、児童館のガイドラインの改正は2回目です。最初にできたのは2011年3月です。この2011年3月というのは東日本大震災が起きたときです。こういうタイミングで発出することが適切なのかについては懸念されたそうです。ただ、あの地震により子どもの居場所が損壊したり流出したりした現実を踏まえ、子どもの居場所の復旧、復興のために役立つ新しい羅針盤といいますか、指針を出そうということで、発災から20日後に出しました。

その後、改正を繰り返しているのは、発出した後にもいろいろな子ども、若者の施策に関して法ができたり、改正されたり、社会情勢に合わせてバージョンアップしなければいけないということになったからでして、1回目の改正が2018年10月に、そして、2回目の改正が2024年12月に行われたということです。

この2回目の改正に至る前の長い歴史についてかいつまんでお話しします。

先ほどありました根拠となる児童福祉法は、戦後すぐの1947年に制定されました。そして、その次の年には児童福祉施設の設備及び運営に関する基準ができまして、これに児童厚生施設の児童館に関して書かれています。その翌年の1949年に札幌市中島児童会館が開設されました。このときは、児童厚生施設ではなく、市民参加型の社会教育施設としてスタートしています。ただ、児童福祉の視点を外しているわけではありません。

札幌市も含め、児童館ができ始め、伸びていったのが1940年代から1970年頃です。国庫補助の創設もありましたが、札幌市でも計画として少しずつ増やしていましたし、児童館の設置運営要綱もできました。そして、1970年代後半から1980年代にかけ、放課後の留守家庭児童の対策がクローズアップされました。かぎっ子対策としての都市児童館の機能強化があったのです。また、1982年、札幌市では、放課後児童健全育成事業を開始しております。このタイミングで活動協会が設立し、6年後に管理運営業務を受託しております。

また、1989年に子どもの権利条約を国連で採択しました。日本が批准したのは1994年ですが、このとき、子どもの権利というものが叫ばれました。

そして、1990年代に入ります。先ほど千葉委員が3校の間に児童会館があったというお話をされました。中学校区に一つの児童会館の設置を目指していました、それが1992年の5か年計画です。さらに、1997年にミニ児童会館を整備しました。それから、1998年には放課後児童健全育成事業の法制化が児童福祉法の中の改正に伴って行われました。このように、1980年代から1990年代にかけ、こうした政策がなされたということです。

私たち活動協会は1999年に全館の運営の受託しております。

2000年代に入りますが、まず、2000年に児童虐待防止法が施行されました。留守家庭児童対策だけではなく、いろいろな子どもの社会課題の解決が求められ、また、必要だとう声があり、法律ができたり改正されたりしました。そして、2001年に児童会館は社会教育施設から児童厚生施設に転換しております。ここで、児童会館、ニアリーイコール、児童館となったのです。

ただし、札幌市は、今に至るまで、独自の子ども施策を行ってきており、児童会館が児童厚生施設に転換したとしても社会教育的な機能は継続させ、子どもに対する取組をしてきております。

また、1980年代後半から1990年代の留守家庭関係のこともそうですが、少子化対策を行うことが多機能性の一つとして拠点整備が行われます。そして、指定管理者としての業務がスタートしたのが2006年なのですが、そのとき、子育てサロン事業を活動協会が受けた

ほか、中高生向けの夜間事業、ふりーたいむと呼ばれているものを開始しております。ちなみに、2007年に放課後児童クラブガイドラインが発出されておりますが、児童館ガイドラインと時を同じく改正されたものです。

先ほどの子どもの権利で言いますと、2009年に札幌市は子どもの権利条例を施行しました。そして、それに合わせ、児童会館においても子ども運営委員会という事業が開始されております。子どもの様々な施策が行われた中、先ほど言いました2011年に児童館ガイドラインが発出されております。同じ頃、札幌市では、新まちづくり計画ということで、全ての小学校区に児童会館とミニ児童会館が整備されます。そして、ちょっと飛びますけれども、2014年に市有建築物の配置基本方針というものがつくられ、学校施設、コミュニティー施設の複合化がなされました。先ほど藤本係長からご説明がありましたとおり、今、いろいろな整備を行っておりますけれども、学校の中にある児童会館の複合化をしながら、1小学校区に1児童会館を整備しているという段階です。

この間に子ども・子育て支援法が施行されるとともに、札幌まなびのサポート事業という通称まなべえという中学生の学習支援の事業を活動協会で受け、開始しております。また、これは学校にも大きく関係するものですし、私たち児童会館にも関係することですが、2013年にいじめ防止対策推進法が施行されております。そして、2014年、子どもの貧困対策法が施行されました。ここが一つの分岐点となります。

2010年代から今に至るまで、いろいろな社会課題への対応や一定の整備がありまして、子どもの放課後について一つの方向性を示し、基準に基づく事業整備、運営基準をつくるということで2015年に子ども・子育て支援新制度が開始されるとともに、放課後児童クラブ運営指針が策定されました。そして、2016年に児童福祉法が改正されましたが、このとき、子どもがこれまで大人から保護される対象だったわけですが、子どもを権利主体と定めた大きな改正がありました。それに伴って、2018年のガイドラインの改正の中で子どもの権利が大きくうたわれました。

そして、今です。私たちは2023年4月より第5期の5年間の指定管理期間がスタートしましたが、時を同じく、こども家庭庁が発足しました。そして、こども基本法が施行されております。こども家庭庁とは、子ども・若者施策の司令塔的存在で、子ども施策の包括的な基本法としてこども基本法ができたのです。その上で、こどもの居場所づくりに関する指針の閣議決定が12月にあります、こども基本法、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、盛り込まれたものが今回の児童館ガイドラインの改正ということです。

ちなみに、つい先日、1月22日、放課後児童クラブの運営指針の改正の通知がありまして、こちらも同じようにこども基本法、居場所づくりに関する考え方をベースにしております。

今の至るまで、札幌市は、七十数年前に児童会館がつくられてからいろいろな変遷を経てきましたが、ポイントとなってくるものが今の社会情勢や私たちに求められるものとなります。

改正のポイントについて札幌市子ども未来局からご説明をいただけたらと思います。
○札幌市（中家放課後児童担当課長） それでは、今回の児童館ガイドラインの改正点について、幾つか説明させていただきます。

野坂課長からこれまでの経緯について説明していただいたとおり、札幌市としての児童会館の歴史は古くからあります。そして、活動協会には、現場で感じ取ったことについて、適宜、工夫して頑張ってくださっております。また、国は国で、全国的に求められるものについて、具現化するため、ガイドラインを改正したということです。

今回の改正点の大きなものは、子どもの権利に関する記述の充実です。
具体的には、子ども自身が権利の主体であることを実感できるよう、子どもの権利について、子どもや保護者、地域住民に伝える機会をつくること、子どもに関わる児童館職員が自発的に子どもの権利について学習すること、運営主体は職員の学習機会の確保に努めること、子どもの意見形成支援、意見聴取、意見反映、子どもの権利侵害事案が発生した場合の対処についての記述があります。

児童会館、放課後児童クラブの職員が子どもの権利について継続的に学習し、子どもの権利をどうすれば守れるのか、子どもの意見をどうすれば反映できるのかを考えていくということ

です。

また、児童館の運営に具体的に子どもの意見が反映されたかどうか、その結果をフィードバックすることも大切でして、子どもの意見により丁寧に対応していくよう、現場職員をはじめ、運営する活動協会とも協力しながら検討していきたいと考えているところでございます。

なお、子どもの権利のほかに子どもの安全に関する改正も行われております。特に目立つものとしましては、性被害防止のための取組です。

今回、性被害防止に関することが新設されているのですが、子どもの性被害防止のため、職員や子どもへの啓発活動が非常に重要です。札幌市としても、庁内の連携を含め、啓発活動を検討する予定です。今年度中に国の補助の対象となっている性被害防止のためのパーティションの購入費用もあります。今後も、札幌市の他の部署や活動協会とも協力しながら性被害防止のためにできる活動を検討していくということです。そして、子ども同士で性暴力が発生した際、適切かつ迅速に対応できるような体制構築も検討していきたいと思っております。

続きまして、こちらも安全に関わるものですが、災害時の児童会館の役割についてです。

今回の改正で災害時の児童館の役割に関する記述が新設されております。このテーマについては、前回の運営協議会でも意見交換をさせていただいておりましたが、ガイドラインの改正を受け、改めて簡単に説明させていただきます。

災害時に子どもの心身の安全を確保するため、災害発生直後については子どもの一時的な安全確保の場として、そして、その後は子どもの居場所、遊び場として機能するよう、地域住民の方々にご協力をいただきながら持続可能な活動を検討していきたい所存です。

そのほかにも安全に関することはあります。社会事情を反映しているものですが、交通安全についてです。

今回の改正で交通安全等について留意すべき点として記述が追加されております。児童館外での活動については、公共交通機関を利用する場合、自動車を運行する場合は子どもの乗車、降車の際、単に目で確認するだけではなく、点呼等で確実に所在を確認することが明記されています。また、交通安全についても啓発し、交通事故を防止することも明記されております。

現場職員をはじめ、活動協会においてこのような取組はいろいろと実施、努力されているところですが、子どもたちの安全を守るという意味でも継続し、努力することが大事だと思っております。これは、地域住民の協力も得ながら子どもたちをいかに守っていくかという視点のことです。

雑駁でしたが、ガイドラインの主な改正点についてお話をさせていただきました。

○事務局（野坂） それでは、委員の皆様には、ガイドラインの改正を受け、こういうことを札幌市の児童会館に求めたい、やってほしいということも含め、お話をいただきたいと思います。

井出委員、冒頭のご挨拶のとき、子どもの意見表明権についてお話ししてくださいましたけれども、ガイドラインの改正ではかなり重要視されております。先ほどの話や今の説明も踏まえ、児童会館での子どもの意見表明、あるいは、子どもの意見を取り入れた活動について、どのようなことに取り組んでいったらよいか、アドバイスも含め、いただければと思います。

○井出委員 具体的にというのはなかなか難しいのですけれども、まず、子どもの声をしっかりと聞く上で押さえておかなければいけないと思うことがあります。例えば、児童相談所、一時保護所、施設で行われている意見形成聴取は、必ずしも子どもの声をそのまま実現させることではなく、今まで大切なことが決められるとき、専門家など、大人の議論によって行われてきました。しかし、声が大きくない、あるいは、力が弱くない子どもたちの声が十分に反映されてきたのかということが反省点としてあるのです。ですから、子どもたちの声も議論のテーブルにのせ、その中で子どもにとっての最善の利益は何かを議論していくかなければいけないというのが大きなポイントになるかなと思っております。

繰り返しになりますが、必ずしも子どもが言っていること全てを実現することが子どもの声を聞くということではないということです。それでも、子どもたちの声は議論において非常に重要なものとなりますので、尊重していかなければならないと思います。

次に、大きな課題になると思うのは、今日もご紹介をいただいた利用者アンケートに関わる

ことです。いろいろと意見を書いてくれている子どもたちがいて、あれも子どもの声ですし、児童会館としてああいう形で子どもの声を集めることに今まで取り組んでこられているわけですね。今まで全くやってこなかったことを新しく始める必要はなくて、今までやってきたことをプラスアップしていくにはどうしたらいいかという議論が必要だと思います。

今、あのようなことを書いてくれた子どもたちは、セルフアドボカシーといいますが、自分で声を上げができる、意見表明できる、あるいは、意見を持っている、意識化できている子どもなわけで、意見聴取の事業の中で大切にされていることは、そもそも、子どもの声とされていることはチルドレンズ・ビューといいますか、子どもたちが見ている世界を理解することにあるわけで、声になつてない声も大切にしなければいけないと思います。

さあ、意見を言ってごらんと言ったとき、言える子どもたちだけではなく、子ども自身の中で意見はまとまつていないけれども、あるいは、言葉として表現できないという子も意見を言えるようなサポートや仕組みを検討しなければいけないということがポイントになるかなと思います。

その中に言語表現がまだ難しい子どももたくさんいるでしょうし、それだけではなく、インクルーシブなということも含まれていたかと思いますが、例えば、何らかのハンディキャップを持っていて言葉で意見を表明することが難しい子ども、あるいは、言語的な壁がある外国籍の子どもたちの利用もあるかもしれません。そういう多様な背景を持つ子どもたちの声を持つ仕組みをどうつくっていけばいいのかが議論になるのかなと思って伺っておりました。

それを考えた上で、児童会館は200館とたくさんある中、どうしていくかです。まず、子どもたちと、日々、一緒に過ごしていらっしゃる児童会館のスタッフの方たちが子どもたちの声を聞くことが大事になってくるかと思いますので、その方たちがどう子どもの声や子どもの権利を理解できるかです。その一方で、身近な人には言えないこともあります。例えば、児童会館のスタッフに否定的なことを言つたら行きにくくなる、行けないということが起きてしまうとまずいので、意見聴取・表明支援においては第三者性や独立性も重要ではないかという議論もあります。こうした体制を児童会館でどうつくるのかという議論も必要になるかなと思って聞いておりました。

○事務局（野坂） チルドレン・ビューということで、意見を言える子だけではなく、言えない子たちもいて、その声を酌み取る仕組みをという話もありましたけれども、2006年に指定管理がスタートし、2009年に子どもの権利条例が札幌で制定されたとき、全館に子ども運営委員会をつくることとなりまして、子どもの声を聞く第一段階ということで取り組んでいます。このようにして来ている子どもたちの声を拾いながら実現化していくということにはなるのですが、次のステージにそろそろ入ってきている段階でのガイドラインの改正だと考えたとき、委員のご指摘といいますか、ポイントがヒントになるかなと思いました。

次に、千葉委員にお聞きします。15ページとなりますが、学校との連携ということで、適切な情報交換を行うように努めること、安全・安心を量れるよう、連携を取つて適切な対応をしていくこととあります。

私は全国の児童館の職員と話したことがあるのですが、学校との連携ができないと結構言うのです。学校の皆さんにご協力をいただきながらやっているのですけれども、ハードルが高いのだと言うのです。札幌で仕事をしていると気づかないことが多いのです。

千葉委員が冒頭にお話しされていました地域に開かれた連携ということでいろいろと考えながら改めて連携していくことの大切さについて言われておりましたけれども、三里塚ミニ児童会館のことでも構いませんので、学校との連携について、児童会館に求めるもの、こういう連携をしていきたいということがありますからお話をいただければと思います。

○千葉委員 とある子どもに関する会議の中で、今、札幌市の小学校は、昨年度、いじめに関する重大事態が公表され、いじめを繰り返さないようにということで、取組を非常に強化しており、本校も含め、どの学校でもやっているところです。しかし、聞きますと、火種になるものが児童会館、ミニ児童会館での子ども同士のいさかいから発展しているものがあるのです。

先ほども言ったように、前までは、それは児童会館で起きたことなので、児童会館のほうで何とかやってくださいというような感じでしたが、今のいじめ防止方針では、児童会館の中で何か起きたとしても法律的な受け口は学校となっていますので、学校が対策委員会を開き、い

じめを適切に解消しなければならないとされています。ですから、学校は、児童会館と日頃から意見交換の場をつくり、子どもの最近の様子を交流することが必要だと思っております。

今は何かが起きたときにちょっといいですかといって情報交換するような感じですけれども、今後は定期的に児童会館やミニ児童会館の方と職員で意見交換や情報交換する仕組みをつくるなければならないなと思いながら聞いていました。

かといって、今、本校が児童会館と疎遠な関係になっているわけではなく、先ほども言いましたけれども、館長は評議員をやってくださっています。しかし、詰めていくと、向こうのやっていることが全然分かっていなかつたりしますし、向こうも学校のことをよく分かっていなかつたりしますので、そういう仕組みといいますか、場を増やしていくことが大事かなと思いました。

それから、先ほどの子どもの声を聞くということにも関わるかもしれないですが、確かに、子どもの声を聞くというのは、子どもが言ったことを何でも受け入れ、かなえることとはまた別だと思います。ただ、今、札幌らしいコミュニティスクールの導入をし始めているところですけれども、そこでも子どもの声を聞きながらやつていこうという姿勢を大事にするのが札幌市の考え方です。かといって、聞いたもの全部がかなうわけではないこともあります。しかし、子どもが言ったことについて、それはちょっと難しいねとやついたら、子どもは言ったって変わらないということでお声を出さなくなると思います。そこで、教育委員会も言っているのですけれども、小さなことから成果として積み上げていきましょうということです。最初から大風呂敷を広げ、やっていくのではなく、まずできることからやっていくということかと思います。

先ほどのアンケートの結果でもありましたけれども、サッカーをやりたいとします。そのとき、学校の体育館が使えるようにできないかということになるかもしれませんし、可能などころがあるかもしれません。ただ、可能だといっても、少年団に貸しているなど、いろいろな事情があり、いつでも貸せるというわけではないでしょう。でも、今まで1時間しか使えなかつたところ、1時間20分使えるようになって、場が広がったねというような動きがあれば、子どもたちとしては自分たちの声を学校や児童会館が考えてくれ、遊べる時間が増えたねという成功体験というのでしょうか、できるところはやるということを経験させてあげたいと思うと、ますます子どもの見えないところで児童会館と学校が調整し、こんな声が上がっているのだけれども、何か可能性はないかとしなければいけないなと思います。そうした準備をしないと絵空事で終わってしまいますので、定期的な場が必要ということです。そして、子どもからこんな声が上がっているけれども、どうだろうか、この頃、学校では元気がなく、様子が変だけれども、児童会館ではどうですかと聞くなど、双方の交流を増やしていくことがこれからますます大事になるのかなと思いました。

○事務局（野坂） ありがとうございます。

先ほどいじめの話がありました。また、中家課長から性被害の話がありましたが、おととし、昨年、子ども同士の性に関する案件もありました。そのとき、その話をするに当たって札幌市教育委員会にご相談し、アドバイスをいただいたことがあります。その際、担当者がおっしゃっていたのは、性のことに関してもそうですし、いじめに関してもそうですけれども、広くいじめとして該当するよ、自分がよかれと思っていても、相手が嫌だと思ったらいじめとなるということだから、いじめ防止の取組も同じように解決、対策していくことが必要ですとのことでした。

また、いじめ防止対策基本方針が改正されましたけれども、学校いじめ対策組織を設置する中で、組織の責任者は校長先生ですよね。でも、構成員は学校の先生だけではなく、必要に応じて養護教員、S C、S S W、もっと言えば、児童会館の職員も含め、関係する人を参考し、そのケースについて考えていくことが大事なのだという話もされておりました。

私たちは、学校に対して、児童会館で起きたことだから児童会館で解決するとはせず、学校に協力をいただきながら、この子の問題をどう解決するか、どう安心させるかを考えなければいけないと分かりました。そこで、いろいろな連携を考えるということがここ数年でありましたので、千葉委員からの話を受けて、思い出すとともに、連携の強化については考えたいと改めて思った次第です。

次に、松田委員にお伺いします。ガイドラインの15ページの地域及び関係機関との連携についてです。先ほど子育てサロンの中で民生委員や主任児童委員にハブとして入っていただくほか、地域のお祭りや日常の中で地域の皆さんに協力をいただきながら子どもたちを見守り、育てているのですけれども、稲積地区を想定しても構いませんけれども、このように連携し、児童会館にはこんなことに取り組んでほしい、こんなことをやつたらいいのではないかというアドバイスがあればいただきたいと思います。

○松田委員 私どもの稲積の地域は、児童会館が私の住む町内会にありますから、こういうお祭りがありますなど、いろいろな情報提供をして、館長と直接話し、地域の活動やお祭りへの参加要請をしております。また、今年はできませんでしたけれども、餅つき大会をずっとやってきていたのですね。ただ、コロナの関係で小学校が使えなくなってしまったので、児童会館でとなつたのです。館長としては受入れ体制は大丈夫だと言っていましたし、青少年育成委員会が主体的にやっているのですが、連携しながら連合町内会としても側面的に協力するということで話が進んでいまして、来年度からはそんな方向で進むのではないかと思っております。

また、先ほどの学校との連携についてです。

確かに、新学期になりますと学校と話をします。ただ、いろいろな問題が起きたとき、札幌市教育委員会と子ども未来局との連携といいますか、情報を共有しながらやっているのかは分かりません。ですから、情報共有をしながら問題点があるのかどうかとやっていきたいなと思っています。教育委員会との絡みで言いますと、例えば、空き室をできるだけ利用するとしてもなかなかすぐにできないこともあります。借りられるときもあるのですが、これが教育委員会主導でできないのか、教頭なり校長の判断でできないのか、ここが分かっています。でも、家に帰れる子どもの数は増減しますよね。体育館は使えるようですが、教室でいろいろなことをやるとき、かなり狭い中、ぎゅうぎゅう詰めの状態でした。今の状況は分かれませんが、学校の空き教室を使うというとき、ミニ児童会館ならできるのでしょうか。でも、単館だったら別なのかというようなことを感じました。

もう一つ、関連することです。

ガイドラインを改正したときのメンバーです。児童会館に携わっている方たちも含まれていたのでしょうか。もし分かれば教えていただければと思います。

また、児童会館の職員の待遇です。私は職員ではありませんが、札幌市の公務員並みの待遇になっているのかどうか、ちょっと違うのかなと思っているのです。館長に校長先生を経験した方が来たのですが、話によると、責任はすごく重い割に待遇がね、それこそ、成り手がいなくなってきたいるのだよねと率直に言われてきました。こども家庭庁がけて、いろいろなことを現場に要求してきますけれども、予算が増えているのか、国からの助成も含め、ガイドラインの改正を達成するために職員数を増やすのか、そうしたことは把握されているのか、教えていただきたいです。

○事務局（野坂） 答えられる範囲で答えたいと思います。

まず、いなづみでは、去年、館長が替わられ、いろいろな事業を一緒にやっていこうという声が上がっているかと思います。この4月に来た館長はぐいぐいと行くタイプで、時には冷静な目線で見ていただき、いい感じで事業をやっていただきたいなと思っています。

ミニ児童会館としての学校の利用についてです。活動室として使っていいところは体育館のほかにもあります。ただ、学校の授業の関係もありますし、それぞれの活動室に備品が置いてあることもありますので、そこは児童会館側も配慮しながら使わなければいけないよね、曜日に応じて使わなければいけないよねなど、細かいことは現場でやっているのですが、コミュニケーションが取りづらいときがあれば、子ども未来局を通じて市教委に相談しながら改善しております。

これは、ケース・バイ・ケースなのです。その状況に応じて調整するということがあります。ただ、そのままではいいとは思っておりませんので、逐次、対応、相談している状況です。

また、このガイドラインの設置に当たってのことです。

ホームページに部会の様子がユーチューブに載っております。構成メンバーは、子ども・若者施策を専門としている学識経験者のほか、全国の児童館の職員が選出されております。です

から、現場の声、あるいは、今の社会に必要とされているものを十分に勘案しながら策定されております。部会は3回くらいありますて、1回目にこども家庭庁から出されたものに対して意見をし、改正を繰り返しながらこの12月の改正に至っておりますので、お時間があれば見ていただければと思います。

最後に、処遇改善についてです。

これは本当にそうだと思っております。これまでの変遷の中、国も札幌市もそうでしょうけれども、児童会館で働く職員の求められているものは非常に多岐にわたっていると思います。市民参加型の社会教育機能を持った施設からあらゆる子どもに関するニーズの高まりを受け、児童会館ではこういうこともやっていったらしい、こういうことをやってほしいという声が上がっているのですが、それに見合ったものになっているかで、これはお金もそうですが、社会的なステータスも含め、上がっていかないといけないものだと思っています。今、こういうことが取り上げられているわけです、ちょっと前はなかなかありませんでした。児童会館の職員、あるいは、放課後児童クラブを担当している者のことがこれだけ出てくることはなかったわけですが、これだけ注目されているというのはやっぱり必要だからだと思いますので、それに応じ、ステータスやお金にすることも大事だと思っておりませんので、これは行政とも話をしたいと考えています。

総括の前に、矢吹委員に教えていただきたいことがあります。言葉に発することができない子どもたちの声をどう拾っていくかという話が井出委員からありました。ガイドラインの6ページに配慮を必要とする子どもへの対応という項目があつて、インクルージョン（包容・参加）の観点から障がいのある子どもや社会的、文化的な困難を抱える子ども等へ必要な配慮を行ふこととあります。

児童会館での活動もそうですし、ライフワークとしていることも含め、そういう子どもたちの声をどう拾っていくか、これまで行ってきたことも踏まえ、ご意見をいただければと思います。

○矢吹委員 いろいろなご意見をいただいて、本当にありがとうございます。

先ほどの井出委員が、それから、千葉委員もおっしゃっていましたが、子どもの意見を拾うというのは一番難しいと思っています。単に意見を聞くのは誰でもできるのです。でも、子どもと関わっている大人たちがどういった関係性を築いて、どういった声を拾っていくかは物すごく重要だと思うのです。

好き勝手に言える子はいます。しかし、先ほどから言われているとおり、何でも聞くわけではないのです。ただ、子どもたちは大人と比べて経験が少ないので、自分の経験からしか物が言えないと思うのです。そのとき、子どもに違う体験をさせることは物すごく重要で、そのとき、我々の仕事が大切だなと思っています。

声に出せないといいますか、言語化できないというのは年齢もそうですし、障がいがある子どももそうですが、そういう子たちの思いや何をしたいのかをどう酌み取れるかはすごく重要なことです。なお、これには時間がかかります。ただ、時間がかかるからといってやらないわけにもいきません。私も障がいの子どもたちといろいろな表現活動をやっていますけれども、正直に言うと、物すごく面白いのです。何を言おうとしているのかが聞き取れないこともありますけれども、行動の中で、ああ、こう考えているのだなと分かることがありますし、こういうことをしたら違ったことを返してくれるという関係性ですよね。それはお互いが安心できる関係性をどう築くかが物すごく大事で、表現活動や人形劇などを通して知ることができます。

誰でもそういう表現活動ができるわけではないのですけれども、児童会館では様々な体験活動ができると思いますので、児童会館がそういう場になれば物すごくいいなと思っています。ただ、先ほど松田委員もおっしゃったとおり、子どもの人数が多い、部屋が狭いなどがあるって、実際にできるかどうかは考えなければならないことです。職員としては、来てくれた子どもたちを安全に遊ばせ、帰してあげることが先に立ってしまうというジレンマもあるのでしょうか。でも、子どもたちにもっと豊かな体験をさせなければならないということでのせめぎ合いが我々にとって大きいです。このとき、児童会館だけでやればいいということではなく、学校や地域の方々の協力をもらって、一緒にいろいろなことができるような取組をこれからし

ていかなければならぬなと思っております。

我々が責任を取らなければならぬということをこれまで考えてきたのかもしれませんけれども、我々も地域の方々に甘えるではありませんが、いろいろな協力をいただけるような関係性をこれからどう築いていけるかが大事かなと思います。

先ほど野坂も言いましたけれども、障がい専門の学校の先生、あるいは、全く関係のない劇団グループなど、いろいろな方が関わることによってどう成長できるかだと思いますので、いろいろな方々と関わることが重要ですし、そういった中で子どもたちがこういったことをしたいという声を拾っていければと思っております。

また、井出委員にお聞きしたいのですが、先ほどの第三者というのはどういう方で、どういう取組をすればいいとお考えなのでしょうか。

○井出委員 200館という児童会館数を考えたとき、この方というのはずっと出てこないのですけれども、例えば、子どもの意見を聞くことを考えたときに一番真ん中にあるのがセルフアドボカシーとして、子どもたちが自分で声を上げることなのですね。でも、今、矢吹委員がおっしゃったように、親御さんにうちの子にはこんな思いがあるという声を上げていただくこと、あるいは、一緒に遊んでいる子どもが声を上げる、または、児童会館の職員が子どもがこういう思いを抱えていると声を上げるなど、いろいろな角度から子どもの意見を聞くことが必要なのです。でも、今までの日本のシステムの中で欠けているのが第三者性なのです。これは、例えば弁護士などですし、子ども家庭福祉の領域では意見表明支援員をつくって配置するとなっているのですね。

学校であればスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方たちも第三者性を持って子どもの声を聞く人になるのかもしれません、利害関係から離れた方で、そこにピースを当てはめられるのであれば、子どもが意見を言うときに重要なのが今進められている取組なのかなと思います。

でも、200ある児童会館に行くというのは現実的ではないので、それをどう考えていくのかということかと思います。

○事務局（野坂） 今日は11時半ぴったりに終わる予定でしたが、一つだけ投げかけたいこと、考えたいことがあります。ガイドラインの11ページの運営協議会等の設置です。また、通知文の2の4ページに改正のポイントが書いてあるのですが、そこにも同じように運営協議会と書いてあります、そちらをご覧ください。

ガイドラインに何が書いてあるかといいますと、運営協議会等の設置の①の児童館活動の充実を図るため、子どものほか、児童委員、社会福祉協議会云々とあって、構成委員とする運営協議会等を設置し、その意見を聞くこととあります。

また、②には、子ども運営協議会等の構成員にする場合には会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発現しやすい環境づくりに努めることとあります。

こうしたものがあるのですが、実は子どもという言葉はこれまでのガイドラインにも載っていました。ただ、旧ガイドラインにおいて、子ども運営協議会に子どもを構成員にすると示したが、現状においてこの取組は全国的な広がりが見られていないと書かれています。ですから、運営協議会における子どもの参画については今後積極的に検討いただきたいとあるのです。

この運営協議会は、今年度はこれで終了いたしますけれども、次年度に向けて、子どもの委員としての参加も含め、どのようにやっていけばいいのかです。今回はアンケートをいただい、子どもの声を聞くことはしましたが、この場で子どもの声を直接聞いてはおりません。ですから、インタビューでもいいのですけれども、そういうことができるかですね。

それから、会場がちえりあである、そして、時間帯は平日の午前中であるということもあって、子どもの声を直接聞ける場や機会になっていないということを考えたとき、どうすることをすれば協議会として少しでも声が聞けるかということで担当と悩んでおります。

できることから始めようとは思っているのです。2回のうち1回は児童会館を会場にとも考えています。複合施設であれば、隣を借りてやってみるということもあるかもしれません。あるいは、夏休みや冬休みの午前中なら子どもたちがいるから、複合施設の隣でやって、実際に

子どもたちの様子をみんなで見に行きましょう、声を聞きに行きましょうでもいいのですけれども、何かしらのアクションを起こしたいなと思っています。

何かいいアイデアはないでしょうか。

○松田委員 こういう場に来てもらうのではなく、オンラインで声を聞くという方法であれば可能ではないでしょうか。児童会館にもそういうシステムはありますよね。それで複数の方から声を聞けるのかなと思います。また、話すほうも話しそういのかなと思います。

日程も含め、この場にというのは無理ではないのかなと思います。でも、夏休みや冬休みの期間にそういう場を設定できるのかなと思いますね。

○事務局（野坂） この場に子どもに来てもらい、しゃべってごらんよと言っても難しいなと思います。でも、話を聞ける雰囲気づくり、あるいは、いろいろな手段を使うというのは大事なことだと思いました。

例えば、今回のように、平日の午前中にやっていたものを午後に変更する、場所を替えるということは大丈夫でしょうかね。確かにオンラインというのはいい方法だと聞きながら思いました。

ほかにありませんか。

○井出委員 どう考えるかということかと思います。ここにユーザーである子どもに参加してもらうとなったとき、子どもに何か表現してもらいたいというのは、その個人が感じていることを聞かせてもらいたいということなのかですね。

今、国で社会的養護を経験した子どもたちがケアを離れた後ーアフターケアのことですけれども、そこでどういうことが必要か、それこそ、ガイドラインをつくるような専門家の会議体があって、そこに当事者が参画するようになっているのですが、それは子どもではなくて、ケアリーバーなのです。昔、社会的養護を経験したけれども、今は社会人として暮らしている方です。でも、その方が個人の経験を話すためにそこにいるのではなく、同じような経験をした人たちの意見を集約してといいますか、代表して意見を取りまとめ、自分の経験やほかの人の経験、あるいは、調査の結果を踏まえ、そういう子どもはこういう意見を持っています、こうしてくれるとありがたいですという意見を述べるシステムになっているのです。

ですから、ここに子どもに来てもらったときに一個人の意見を言うのか、ただ呼ぶだけだとそうなると思うのです。もちろん、それにも意味はあると思うのですけれども、ここで言っていることは、児童会館の在り方など、全体を見て意見をもらいたいということなのかなと考えると、子どもをここに呼ぶということだけではなく、そういったことに関心を持ってくれるような子どもや中高生、あるいは、大学生でもいいかもしれません、日頃からユースリーダーとして子どもたちの意見を聞いて、集約してくれるようなリーダーと大人がパートナーシップを組み、育成し、参画してもらえるといろいろな子どもたちの意見が聞けるのかなと思いましたし、今、ここに子どもに来てもらうというのは子どもとしても困ることになるのかなという感じがしました。

○事務局（野坂） そういう意味では、どんなことをどんな内容でということも含めて検討させていただきたいですし、ご助言をいただければと思います。

○井出委員 段階的に計画を立てて、個々の児童会館の運営に関する子どもたちの委員会をつくり、身近なところから意見を出していけるようになり、それが館をまたいでとなってきたとき、ここに子どもにも来てもらい、いろいろな議論ができるようになるかなと思いました。

○事務局（野坂） 児童会館それぞれに運営協議会がありますし、地域の方から声を聞くこともあるのですけれども、各児童会館においてどうやっていくのかも踏まえて検討したいと思います。

時間になりましたが、ほかにありませんか。

○松田委員 委員というより、いなづみ児童会館のことについてです。

この会議に出るに当たって館長とも話をしてきました。交通安全のことに絡むのですけれども、私の住む地域の児童会館には85名がおりまして、稲積小学校からは35名から40名が利用しています。今年は雪が少ないのですが、歩道が完全に埋まってしまっていまして、PTAの会長や館長や僕が話をしたのです。札幌の排雪のルールがあって、その場所は排雪できません、除雪も難しいと言われました。そこで、PTAの方や地域の方で今までやってきたので

すが、なかなか厳しいのです。

会館の屋根から落ちてくる雪も含め、山の上を歩くような状態なのです。スクールゾーン実行委員会でも10年くらい前から課題として出されているのですけれども、土木センターからは難しいと言われています。

30メートルくらいあるのですけれども、下校する歩道が完全に塞がれているのです。子ども未来局とも話はしているのですが、なかなか進んでいません。これは予算の関係があるのかなと思っています。来年度に向けての課題になるのでしょうか、何とかならないのでしょうか。児童会館の館長や職員に任せる、あるいは、地域に振るのではなく、どうにかならないのかです。地域の方もあそこは危ないと言っています。我々でやるには限界がありますので、継続的にやるという意味でもきちんとした排雪作業をしてもらいたいです。

あそこは狭いので、転倒してしまうと交通事故になります。今のところ、そうしたことはないですが、そなりかねないので、ガイドラインにあるように、子どもたちの安全を守るという観点から、札幌市子ども未来局と協力しながらやってほしいと思います。

また、今の話と関連することです。

札幌市では、児童会館の全体の予算を一括して何億円か渡して運営されていると聞きましたが、それをどう使うかは協会で決めるのですか。札幌市で予算をつけるということはないのではないかと思っていますが、そう理解してよろしいでしょうか。

○事務局（野坂） 私がどこまで答えられるかは分かりませんが、ガイドラインの中でも子どもの安全対策、交通事故の防止ということはありましたので、地域の子どもたちの安全を守るために、これはケースによりますけれども、稲積地区についての安全を守るため、子ども未来局にお示ししながら対策と一緒に考えたいと思います。

次に、予算についてです。

敷地内の除雪、排雪は児童会館の予算の中でやっていますし、今後とも、敷地内については安全性を保ちながら除排雪をしていくことになります。

○松田委員 去年の4月に館長が新しくなったのですね。今まで女性だったのですが、今度は男性です。児童会館に除雪機があるのです。今年、館長は1回やったと言っていました。私は、敷地内の雪が道路に落ちるという理由があるからやった、その機械を使えるからやったと言っていました。これが人事異動で人が替わり、次の人がそれをできるかどうかはありますよね。ですから、児童会館がすると固定されても困るなどいうことがありました。

それに、あそこは市道ですから、子どもたちの安全を守るために、きちんとやってほしいですし、万が一の事故があったら大変なことになるなと思います。これは地域で見ている方も言っています。一時的なボランティアに頼るのではなく、継続的にやるため、予算づけも含めて考えてほしいです。

除雪業者としては、札幌市がオーケーを出せば、5分か10分でできると言っていますけれども、札幌市が駄目だと言っているのです。それで業者は勝手にはできませんねということで今年度は終わっているのです。そういう状況ですので、来年度に向か、ひとつよろしくお願ひします。

○事務局（野坂） 地域の子どもたちを地域の方で、それから、学校もそうでしょうし、児童会館を含めて見ていくことは子どもを真ん中にしていくという考え方だと思いますので、いただいたご意見を現場に返し、私たちとしても解決に向けて動きたいと思います。

時間を過ぎましたが、全体を通してご質問やご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（野坂） それでは、こども育成担当部長の矢吹から総括をお願いいたします。

○矢吹こども育成担当部長 本日は、貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

子どもたちのことを考えるためには子どもたちがどう考えているかを考えることが一番だと思います。先ほどの運営協議会の話ではないですけれども、どのように子どもたちが参画できるような体制をつくるかを考えたいと思いますし、子どもたちが安心して意見を言えるような環境をつくりたいと思っております。

本日は、本当にどうもありがとうございました。

6. 閉　会

○事務局（森岡）　本日の議事は以上となります。

貴重なご意見を本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和6年度第2回札幌市児童会館運営協議会を閉会いたします。

皆様、本日はありがとうございました。

以　　上